

令和 7 年 2 月定例会

文教警察企業常任委員会会議録

令和 7 年 3 月 6 日～ 7 日

場 所 第 3 委員会室

令和7年3月6日(木曜日)

午前9時59分開会

会議に付託された議案等

- 議案第70号 令和6年度宮崎県一般会計補正
予算(第9号)
- 議案第84号 令和6年度宮崎県立学校実習事
業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第85号 令和6年度宮崎県育英資金特別
会計補正予算(第2号)
- 議案第86号 令和6年度宮崎県公営企業会計
(地域振興事業)補正予算(第
2号)
- 議案第90号 特定目的基金の終期を設定する
ことに伴う関係条例の整備に関
する条例
- 議案第101号 工事請負契約の変更について
- 報告事項
 - ・損害賠償額を定めたことについて
- その他報告事項
 - ・令和6年中の交通事故情勢について

出席委員(7人)

委 員 長	重 松 幸次郎
副 委 員 長	下 沖 篤 史
委 員	二 見 康 之
委 員	武 田 浩 一
委 員	福 田 新 一
委 員	前屋敷 恵 美
委 員	岡 師 博 規

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

警察本部

警 察 本 部 長	平 居 秀 一
警 務 部 長	奈 良 文 代
警務部参事官兼 首 席 監 察 官	河 野 博 之
生 活 安 全 部 長	山 崎 猛
刑 事 部 長	久留米 英 樹
交 通 部 長	黒 瀬 信太郎
警 備 部 長	湯 浅 晴 之
生 活 安 全 部 サイバー戦略局長	梅 原 守
警務部参事官兼 会 計 課 長	川 越 直 海
警務部参事官兼 警 務 課 長	甲 斐 義 勝
総 合 管 理 課 長	橋 本 功 次
生活安全部参事官兼 生活安全少年課長	水 口 圭 二
総 務 課 長	田 中 宏 光
生 活 環 境 課 長	佐 藤 和 利
交 通 規 制 課 長	阪 本 哲 司
運 転 免 許 課 長	池 田 健 二

企業局

企 業 局 長	松 浦 直 康
副 局 長 (総 括)	児 玉 浩 明
副 局 長 (技 術)	小 牧 利 一
技 監	宮 田 晃 尚
総 務 課 長	小 川 智 巳
経 営 企 画 室 長	西 本 修 一
工 務 管 理 課 長	小 野 一 彦
施 設 保 全 課 長	山 元 孝 訓
発 電 設 備 課 長	松 生 晃
総 合 制 御 課 長	安 藤 忠

教育委員会

教 育 長	黒 木 淳一郎
副 教 育 長	大 東 収
教 育 次 長 (教育政策担当)	吉 玉 拓
教 育 次 長 (教育振興担当)	北 林 克 彦
教 育 政 策 課 長	佐 藤 雅 宏
財 務 福 利 課 長	畑 中 道 一
育 英 資 金 室 長	上 田 浩 司
高 校 教 育 課 長	間 曾 妙 子
義 務 教 育 課 長	田 中 幸 一
特別支援教育課長	山之口 義 弘
教 職 員 課 長	菊 池 武 司
参事兼生涯学習課長	猪 野 貴 一
スポーツ振興課長	田 中 裕 久
参事兼文化財課長	長 友 由美子
人権同和教育課長	川 越 政 紀
図 書 館 長	平 山 文 春
美 術 館 副 館 長	梅 田 一 明
総 合 博 物 館 館 長	松 野 義 直

事務局職員出席者

議 事 課 主 事	黒 木 燿一郎
政策調査課主任主事	岩 倉 有 希

○重松委員長 文教警察企業常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程について御覧のとおりであります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時0分休憩

午前10時2分再開

○重松委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、警察本部長の概要説明を求めます。

○平居警察本部長 委員の皆様には、平素から警察の運営に関しまして、深い御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本日、御審議いただきます案件は3件でございます。

議案として、議案第70号「令和6年度宮崎県一般会計補正予算（第9号）」のうち公安委員会に係るもの、報告事項として、県警車両による交通事故等に関する損害賠償額を定めたことについて、その他の報告事項として、令和6年中の交通事故情勢についてであります。

それぞれ担当部長から説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○重松委員長 次に、議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○奈良警務部長 議案説明の前に、資料に脱字が3か所ございましたので訂正させていただきます。

まず、資料4ページ、(目)警察本部費の説明及び事業名の3番、駐在所等協力家族報償費・駐在所等接遇費・交番等接遇費のところで、交番等接遇費の「費」が脱字していますので訂正いたします。

次に、同じページの16番、落とし物の早期返還を実現するための窓口充実・強化事業であります。強化事業の「業」が脱字していますので訂正いたします。

最後に、資料6ページ、(目)運転免許費の説

明及び事業名の12番、道路交通法の一部を改正する法律に伴う運転免許整備事業の「業」が脱字していますので訂正いたします。

訂正は、以上となります。

それでは、令和7年2月定例県議会提出の議案第70号「令和6年度宮崎県一般会計補正予算(第9号)」の公安委員会関係につきまして説明いたします。

資料3ページを御覧ください。

本議案に係る補正予算は、13億7,072万7,000円の減額補正となり、補正後の予算は292億9,433万6,000円となります。

それでは、目ごとに主な補正理由について説明します。

資料4ページ、令和6年度2月補正歳出予算説明資料を御覧ください。

(目) 公安委員会費の補正額につきましては、マイナス76万4,000円です。

減額の主な理由は、殉職警察官慰霊祭に伴う開催費用の一部に不用額が生じたものです。

次に、(目) 警察本部費の補正額につきましては、マイナス6億8,086万1,000円です。

職員費については、人件費の補正であり、その主なものは、育児休業者や年度途中退職者等に係る給与の不用額となります。

運営費に関しては、当初の見込みより定年延長者が多かったことによる退職手当の不用額や、駐在所に同居する配偶者の手当である駐在所等協力家族報償費の不用額となります。

次に、資料5ページ、(目) 装備費の補正額につきましては、マイナス848万6,000円です。

装備費につきましては、警察機動力及び警察装備の計画的整備充実強化と装備資器材の整備に要する経費となります。

主な補正につきましては、警察活動用車両で

使用するガソリン等の燃料費の執行額が見込みよりも少なかったことから不用額が生じて減額補正するものです。

次に、(目) 警察施設費、補正額につきましては、マイナス1億6,927万8,000円です。

警察施設費は、警察施設の計画的整備と適正な維持管理に要する経費となります。

主な補正につきましては、当初予定していた交番建設工事において、建設計画が見直され、工事が翌年度へ延期となったことで不用額が生じ、減額補正するものです。

また、その他警察施設営繕費につきましては、急遽、緊急性の高い施設の修繕工事が発生したことにより、一部工事計画の見直しを行ったことや入札残の結果、不用額が生じて減額補正するものです。

次に、資料6ページ、(目) 運転免許費の補正額につきましては、マイナス1億3,860万3,000円です。

運転免許費は、運転免許試験及び各種講習、その他運転免許事務処理に要する経費となります。

補正額の主なものにつきましては、道路交通法に伴う講習体制整備事業費における高齢者講習の委託料と、運転免許証・マイナンバーカード一体化事業におけるシステム改修の委託料となります。

道路交通法に伴う講習体制整備事業費につきましては、法の改正に伴い、自動車教習所に委託していた高齢者講習等の受講者が見込み数より少なかったことから委託料に不用額が生じたものです。

また、運転免許証とマイナンバーカードを一体化する事業につきましては、国において新たな制度の開始に伴う業務全体の見直しが図られ、

システム改修に要する経費が抑えられたことから不用額が生じて減額補正するものです。

資料の7ページになります。

(目) 警察活動費の補正額につきましては、マイナス3億7,273万5,000円です。

警察活動費の(事項)一般活動費につきましては、生活安全、刑事及び交通等警察活動全般に要する経費となります。

主な補正につきましては、自動車保管場所証明事務を警察署に行かずに申請ができるワンストップサービスシステム運営経費に係るシステム保守の管理費用の残であります。

交通安全施設維持費につきましては、交通安全施設の維持補修や電気料・回線使用料を計上しております。

主な補正理由につきましては、燃料費高騰対策用として計上していました信号機の電気料について、当初の見込みより執行額が少なかったことから減額が生じたものです。

続きまして、(事項)一交通安全施設整備事業費についてです。

本件事業は、安全で安心な交通環境を保持するために、交通安全施設を整備する事業となります。

交通安全施設整備事業の一部は、国庫補助対象の事業となっております。補助金につきましては、警察庁を経由し財務省に対して要求することになりますが、警察庁の要求額が財務省で査定されたことに伴い、本県への交付決定額も減額され補正が必要となったものです。

最後に、繰越明許費についてです。

資料8ページ、令和6年度繰越明許費説明資料を御覧ください。

令和7年度に繰り越す事業名は、「宮崎西警察署(仮称)整備事業」です。

繰越金額は、1億7,334万8,000円となります。

繰越しの理由につきましては、庁舎建設に伴う用地購入について、関係機関との調整に日時を要したことから、年度内の購入が不可能となり予算の繰越しを行うものです。

○重松委員長 執行部の説明が終了しました。

予算議案について質疑はございませんか。

○図師委員 繰越明許費について、関係機関との調整に日時を要したとあります。建設予定地は県有地ではなくて民有地であり、その民有地の用地交渉に時間を要しているということでしょうか。

○川越会計課長 この繰越しにつきましては、国富町に移転予定の高岡警察署——(仮称)西警察署でありますけれども、この移転予定地が国富町内にある公園の駐車場になります。公園利用者の利便性を図るために取付道路を予定しておりますけれども、面積が広がったことから、地積測量を行ったことなどがあり、国富町との調整で時間がかかっています。

○図師委員 警察署予定地は町有地で、町有地の払下げはもう終わっているのでしょうか。

○川越会計課長 土地の契約は、令和7年度の町議会で諮っていただく予定で考えております。

○福田委員 資料5ページの(事項)警察施設費、4番、その他警察施設営繕費について、「急遽の工事」と説明がありましたが、内容を具体的に教えてください。

○川越会計課長 この急遽の工事につきましては、高鍋警察署ですけれども、電気関係工事で突発的な修理が発生したということです。

○福田委員 1件だけですか。

○川越会計課長 主な工事は、その工事になります。

○前屋敷委員 資料5ページの(事項)警察施

設費、1番、交番、駐在所庁舎新築費について、翌年に延ばされたということですが、これはどこの交番で、1か所だけになるのでしょうか。

○奈良警務部長 交番、駐在所庁舎新築費については、新富町の交番1か所であり、令和7年度に延期ということになります。

○重松委員長 ほかがございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○奈良警務部長 それでは、損害賠償額を定めたことについて報告いたします。

資料9ページを御覧ください。

今回、御報告させていただく損害賠償事案は、県有車両による交通事故5件、その他の物損事故2件の合計7件になります。

一覧表の上から順に説明いたします。

1件目の県有車両による交通事故について説明します。

この事故につきましては、令和6年2月17日午前7時30分頃、警備部警備第二課の警察官が同乗車9名を乗せて公用車の大型バスを運転し、能登半島震災現場への特別派遣で山陽自動車道を走行中、大型トレーラーの追い越しを受けた際、運転するバスが横揺れを始めたことから、アクセルを緩めるも横揺れが止まらず、ハンドル操作等で制御を試みるも、ふらつきを抑えることができず、そのままバスが横滑りして中央分離帯に設置されたガードレールに衝突、横転し、その後も車体右側を下にした横転状態で道路を滑走し、道路左側の橋梁側壁に衝突したものです。

事故の原因につきましては、当該職員の運転

操作不適の過失によるもので、過失割合は、県側が100%、相手方がゼロ%になっております。

この事故の損害賠償額につきましては、道路修理費として223万1,759円を県が加入する任意保険と県費から支出しております。

公用車につきましては、基幹部を損傷していることから廃車としております。

次に、2件目の物損事故について説明します。

この事故につきましては、令和6年7月22日午後1時20分頃、宮崎北警察署の警察官が現場周辺における聞き込み捜査中に小走りで移動していたところ、持っていた金属製カバーつきの簿冊が手から滑り落ち、駐車中の相手方車両のヘッドランプ部に落下して破損させたものです。

事故の原因につきましては、当該職員が物品を安全に保持していなかった過失によるもので、過失割合は県側が100%、相手側がゼロ%になっております。

この事故の損害賠償額につきましては、車両修理費として23万2,089円を県費から支出しております。

次に、3件目の県有車両による交通事故について説明します。

この事故につきましては、令和6年8月6日午後3時20分頃、刑事部組織犯罪対策課の警察官が公用車を運転し、駐車場内で方向転換をする際、安全確認をしないまま後退したため、後方に無人駐車中の相手方車両に公用車を接触させたものです。

事故の原因につきましては、当該職員の後方安全不確認の過失によるもので、過失割合は、県側が100%、相手側がゼロ%になっております。

この事故の損害賠償額につきましては、車両修理費として28万4,224円を県が加入する任意保険から支出しております。

公用車については、修理費として 9 万 5,293 円を県費から支出しております。

次に、4 件目の県有車両による交通事故について説明します。

この事故につきましては、令和 6 年 8 月 14 日午後 3 時 55 分頃、生活安全部人身安全対策課の警察官が、公用車を運転し、駐車場内の駐車枠に駐車する際、安全確認が不十分のまま後退したため、後方に無人駐車中の相手方車両に接触させたものです。

事故の原因につきましては、当該職員の後方安全不確認の過失によるもので、過失割合は、県側が 100%、相手方がゼロ%になっております。

この損害賠償額につきましては、車両修理費や代車料として、合計 63 万 2,260 円を県が加入する任意保険から支出しております。

公用車については、損傷はなく修理は行っておりません。

次に、5 件目の県有車両による交通事故について説明します。

この事故につきましては、令和 6 年 8 月 22 日午前 7 時 55 分頃、宮崎北警察署の警察官が公用車を運転し、脇道から主要道へ進入するため丁字路交差点で一時停止していたところ、公用車の左方から自転車が歩道を進行してくるのを認めたことから、自転車の進路を確保するため、安全確認をしないまま後退したところ、後方に停止中の相手方車両に接触したものです。

事故の原因につきましては、当該職員の後方安全不確認の過失によるもので、過失割合は、県側が 100%、相手側がゼロ%になっております。

この事故の損害賠償額につきましては、車両修理費として 3 万 3,198 円を県が加入する任意保険から支出しております。

公用車については、損傷はなく、修理は行っ

ておりません。

次に、6 件目の県有車両による交通事故について説明します。

この事故につきましては、令和 6 年 10 月 2 日午後 1 時 50 分頃、宮崎北警察署の警察官が、同乗車 1 名を乗せて公用車の大型バスを運転し、サービスエリア駐車場内において、目的の駐車枠に駐車するため左折進行した際、ハンドル操作を誤り、左側に駐車中の相手方車両の右サイドミラーに大型バスを接触させたものです。

事故の原因につきましては、当該職員の運転操作不適の過失によるもので、過失割合は、県側が 100%、相手方がゼロ%になっております。

この事故の損害賠償額につきましては、車両修理費として 2 万 5,850 円を県が加入する任意保険から支出しております。

公用車につきましては、損傷はなく修理は行っておりません。

最後に、7 件目の物損事故について説明します。

この事故につきましては、令和 6 年 10 月 6 日午後 8 時 10 分頃、高鍋警察署の警察官 2 名が交通自損事故現場において、自走不能となった相手方車両を二次事故防止のために移動させる際、同車両の左前輪にミニレッカーを装着したところ、現場道路の勾配の影響を受けた同車両が後退を始め、それを制御できず、後方停車中の公用車に接触、破損させたものです。

事故の原因につきましては、当該職員らの安全措置不徹底の過失によるもので、過失割合は、県側が 100%、相手方がゼロ%になっております。

この事故の損害賠償額につきましては、車両修理費として 13 万 1,341 円を県費から支出しております。

公用車については、修理費として 5 万 1,447 円

を県費から支出しております。

県警では、引き続き、交通事故防止を含めた各種事故防止対策に取り組み、再発防止に努めてまいります。

○重松委員長 執行部の説明が終了しました。

報告事項について質疑はございませんか。

○福田委員 1件目の交通事故ですけれども、大型バスを運転していた際、大型トレーラーがスピードをだして追い越したのを、横に避けて横滑りして横転してしまったという内容でした。それでも県100%の過失割合になるんですか。

大型トレーラーが悪い気がしたけれども、ドライブレコーダーとかで確認できないのでしょうか。

○河野首席監察官 広島県警が事故処理をしておりますして、広島県警による今回の事故の原因は、運転操作不適という判断をされております。

委員御指摘のとおり、追い越した大型トレーラーの影響もあるかもしれませんが、そういったことを含めて事故防止や事故が発生しないための措置をとるべきではなかったかと感じております。

○福田委員 大型バスは何名乗車されていたんですか。

○河野首席監察官 運転者を含めて10名です。

○福田委員 けがなどはなかったんですか。

○河野首席監察官 乗車員のけがはございませんでした。

○二見委員 報告を聞いていると、前回もですけれども、交通事故が多い気がするんですね。

実際、今年度並びにここ数年の事故の発生件数は分かりますか。

○河野首席監察官 公用車による交通事故の発生状況について御説明します。

過去5年間の総数を確認しますと、令和6年

は123件、令和5年は108件、令和4年は91件、令和3年は85件、令和2年は88件になります。

委員御指摘のとおり、令和6年は過去5年間の中では最多でございます。

○二見委員 事故の原因を聞いていると、運転者としてやらなければならないことの不注意が多いです。県民を守るための警察でありますから、しっかり気を引き締めていただければと思います。

事故を起こすだけではなくて、警察車両にぶつかってきたとか事例はあるんですか。

○河野首席監察官 第二当事者として、事故を受けることもございます。

○図師委員 事故の発生現場が、香川県、佐賀県とかですけれども、これは車両で行かなければならない職務だったのでしょうか。

○河野首席監察官 1件目の広島県の交通事故は、能登半島の震災現場への特別派遣になります。

6件目の佐賀県の交通事故は、国民スポーツ大会への派遣移動中の事故です。

○図師委員 相手方への補償は、保険で対応されているようなんですけれども、警察車両は県費で対応ということでした。自損の保険に入っていない理由があったんですか。

○川越会計課長 県警の車両が二輪車と四輪車合わせて975台あります。全て自損の保険に入ってしまうと、かなりの金額になります。過去約1,400万円近くの車両保険代になりましたので、車両保険に入っていない県費での対応としております。

○図師委員 事故全体の総額で県費で出している分よりも車両保険代が高いという計算ですか。

○川越会計課長 御指摘のとおりでございます。

○図師委員 松田共同法律事務所に払った損害

賠償額が高いんですが、これは警察車両は全く損傷なしということでした。どんな事故だったんでしょう。

○河野首席監察官 御指摘の事故は、4件目の交通事故のことで、警務部長から御説明がありましたとおり、人身安全対策課の警察官が公用車を運転し、駐車場内の駐車枠に駐車する際に、後方安全確認が不十分のまま後退し、後方に無人駐車中の相手車両の右側面に接触した交通事故でございます。

この修理費は、ヘッドランプユニットなどの取替え、塗装に46万7,700円、代車料1日7,480円の22日分、16万4,560円となっております。

○重松委員長 ほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

報告事項は終了させていただきます。

次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○黒瀬交通部長 それでは、常任委員会資料の10ページを御覧ください。

令和6年中の交通事故情勢について報告させていただきます。

まず、1の交通事故発生状況について説明いたします。

(1)のグラフは、過去10年間の交通事故発生件数、死者数、負傷者数の推移を表したものです。

各年の青色の棒グラフが発生件数、緑色の棒グラフが負傷者数、赤色の折れ線グラフが死者数を示しており、令和6年中の交通事故発生件数は2,703件で、前年比マイナス785件、減少率はマイナス22.5%で、3年連続で減少率全国1位となっております。

発生件数の減少に伴いまして、負傷者数も年々減少していますが、死者数は39人で、令和5年の30人と比較して大幅に増加しており、発生件数の減少に油断できない状況であります。

次に、資料11ページを御覧ください。

(2)死者の年齢層別について説明いたします。

交通事故死者を年齢層別に見てみますと、いずれの年も死者数全体に占める高齢者が多いことが分かりますが、令和6年は死者39人中24人、61.5%が高齢者で、宮崎県の高齢者人口構成率34.0%と比較しても約2倍となるなど、依然として高い水準にあります。

下段には、高齢死者をそれぞれ5歳刻みで分類しており、令和6年は人口構成率と比較して80歳以上の方が多い結果でした。

次に、資料12ページを御覧ください。

(3)死者の状態別について説明いたします。

死者39人のうち四輪車乗車中が17人で43.6%、次いで歩行中が16人で41.0%で、そのうち5人は横断歩道上の事故でした。

下段には、歩行者中死者の年代を65歳未満と65歳以上で分類しておりますが、歩行中死者のうち65歳以上の高齢者が16人中11人と、歩行中死者の約7割を占めております。

次に、資料13ページを御覧ください。

(4)の昼夜別歩行中死者数と反射材着用状況について御説明いたします。

先ほど、死者の状態別で歩行者は令和6年中16人だったと説明しましたが、ここではさらに昼夜別で見えます。

棒グラフの黄色い部分が昼の事故で亡くなった歩行者数、灰色の部分が夜間の事故で亡くなった歩行者数、水色の折れ線グラフが夜間の構成率を表していますが、ほとんどの年で夜間の歩

行中死者が多く、令和 6 年は 16 人中 9 人、56.3 %が夜間の事故でした。

下段には、夜間の事故で亡くなった歩行者の反射材着用状況を示しております。

平成 26～令和 6 年、夜間の歩行中死者は 111 人で、そのうち反射材を着用していた方は 5 人であり、平成 30 年以降の死者はいずれも反射材未着用でありました。

次に、資料 14 ページを御覧ください。

(5) 第一当事者の年齢層別について説明いたします。

左側の上に令和 6 年中の人身事故、水色の棒グラフ、下に死亡事故、赤色の棒グラフの第一当事者の年齢層別を示しています。いずれのグラフも第一当事者は、高齢者が多いことが分かります。

右の円グラフは、外側の円は人身事故 2,703 件の第一当事者を年齢層別の構成率で、内側の円は死亡事故 39 件の第一当事者を年齢層別の構成率で示したものです。

第一当事者が多かった高齢者の構成率を見ますと、人身事故も死亡事故も、それぞれ約 33%と同程度であるのに対し、赤色の 20～24 歳の人身事故の構成率は 9.7%、死亡事故の構成率は 20.5%と、令和 6 年中の若者運転者による重大事故が目立った状況でした。

次に、資料 15 ページを御覧ください。

(6) 若者運転者による交通事故発生状況について説明いたします。

若者運転者とは、25 歳未満の二輪または四輪車のドライバーです。

資料のグラフは、水色の棒グラフが人身事故発生件数、黄緑色の棒グラフが若者運転者による人身事故件数、赤色の折れ線グラフは、若者運転者による死亡事故件数を示しております。

発生件数の減少に伴い、若者運転者による人身事故も減少傾向で推移していますが、死亡事故は令和 6 年 9 件と大きく増加しています。

下段の表には、若者運転者による事故の人身事故・死亡事故に占める構成率を記載していますが、人身事故の構成率が毎年 15%前後で推移しているのに対して、死亡事故の構成率は、令和 6 年は 20%を超えるなど、過去 10 年と比較しても令和 6 年中は若者運転者による死亡事故が多かったといえます。

このような交通事故情勢を背景に、宮崎県警察で取り組んだ各種施策等について、次のページ以降で説明いたします。

資料 16 ページを御覧ください。

(1) 高齢運転者対策です。

宮崎県では制限運転を推進しております。

制限運転とは、運転者が自身の体調や運動能力を把握し、運転の時間帯や場所などについて、自らあらかじめ一定のルールを設け、それを守ることで交通事故の危険性を低減させる取組です。

県内では、令和元年 5 月の延岡市北方町を皮切りに、自治体や地区単位で取組を推進していましたが、コロナ禍の影響もあり、なかなか広がっていかない状況にありました。

そこで令和 4 年 7 月から、警察署や運転免許センターでの受付を開始し、令和 5 年 9 月に宮崎県指定自動車学校協会、10 月に宮崎県交通安全推進自動車教習所協会と制限運転推進に係る連携協定を締結して、高齢者に宣誓を呼びかけていただき、令和 6 年 12 月末現在で 5 万人を超える方が制限運転に取り組んでいるところです。

制限運転につきましては、一層の宣誓者拡大に向けて広報啓発活動を推進してまいります。

次に、資料 17 ページを御覧ください。

(2) 歩行者保護対策について説明いたします。

まず、交通安全施設の整備等ですが、横断歩道の整備についてですが、摩耗度の高い横断歩道を重点に約80キロメートルを補修・更新しております。

また、横断歩行者がいる場合に、「横断あり」と表示して、ドライバーに注意を促すライトアップ表示板の運用を開始しました。

次に、交通指導取締りにつきましては、過去に横断歩行者の事故が発生した横断歩道や、通学路で信号機のない横断歩道など、県内59か所をモデル横断歩道に指定し、モデル横断歩道を中心とした横断歩行者妨害違反取締りを推進しております。

このような横断歩道における歩行者保護の取組を行った結果、信号機のない横断歩道における車両の停止率は、資料の折れ線グラフにあるとおり、昨年は70.2%と前年よりも6.6ポイント向上し、全国平均よりも17.2ポイント高くなっております。

次に、反射材の着用促進・歩行者保護啓発についてです。

夜間の歩行中死者の割合が高いという事故実態を踏まえ、高齢者を中心に反射材配布の取組を強化し、昨年は約2万6,000個の反射材を配布しております。

また、道路に設置しております交通情報板を活用して、ドライバーや歩行者に対して横断歩道上の交通安全に係る広報啓発を実施しております。

次に、資料18ページを御覧ください。

(3) 交通事故多発地点対策について説明いたします。

G I S (地理情報システム) により、地図上

に事故多発地点を抽出し、エリア内で発生している交通事故の時間帯・事故類型、事故原因等を分析して、効果的な時間帯、場所において警察官が街頭活動を行うという取組を令和4年7月から実施しており、令和6年も継続しております。

資料には、江平五差路、橘通り3丁目交差点付近を例示しておりますが、地図を拡大すると、赤色で人身事故、黄色で物損事故が表示され、これらの事故データを発生時間帯、事故類型、事故原因別に分析することで、事故実態に即した交通指導取締りを実施しております。

次に、資料19ページを御覧ください。

(4) 情報発信等による広報啓発活動の推進について説明いたします。

令和6年は、改正道路交通法が施行された年でありました。

今回の改正点は、自転車の携帯電話使用等及び酒気帯び運転の罰則規定の整備、2つ目に、ペダルつき電動バイクの運転の明確化で、昨年11月に施行されており、特に自転車運転中の携帯電話使用や酒気帯び運転に関する罰則規定の整備は、幅広い年代を対象とすることから、各種講習やキャンペーンのほか、テレビや屋外ビジョンの放映による広報啓発を実施いたしました。

自転車交通ルールやマナーの向上、自転車乗車中のヘルメット着用促進につきましても、中高生や自治体担当者等に出席を求め、良好な自転車交通環境の実現や交通法規遵守のための効果的な施策等に関して、出席者同士で協議検討を行う自転車総合対策検討委員会を開催しております。

また、改正道路交通法の施行にありましたペダルつき電動バイク等の電動モビリティにつきましても、販売店等にお集まりいただき、交通

ルールの周知方法や安全利用促進に向けた事例を紹介する研修会を開催しました。

最後に、連携協定の締結ですが、県内企業と警察本部による安全で安心なまちづくりに関する連携協定を締結し、スマートフォンアプリを活用した交通安全啓発動画の再生や広報用チラシの配布等に御協力いただいております。

高齢化社会が進展し、今後もさらなる高齢運転者による事故や高齢者が被害者となる事故が危惧されるところですが、本年は第11次宮崎県交通安全計画の最終年であり、計画に掲げられた24時間死者数31人以下、人身事故件数5,200件以下との抑止目標達成に向け、日々刻々と変化する交通情勢を踏まえ、時代に即した各種施策を推進して、交通事故のない安全で安心な宮崎県を目指して取り組んでまいります。

○重松委員長 執行部の説明が終了しました。

その他報告事項について質疑はございませんか。

○福田委員 令和6年中の交通事故の情勢について、非常に良い分析がされています。「高齢者は講習会に参加するのが少ない」という説明があったんですけれども、それと交通事故との関係はあるんですか。

○黒瀬交通部長 高齢者に対しての交通安全対策ですけれども、基本的には、免許更新時等における高齢者講習は、更新される皆様方全てお受けいただいております。

それとは別に、県警で取り組んでおりますのが、高齢者に対して、例えば、地区や職域で集まっていただいて、警察署の交通安全対策担当者が講話、あるいは、実験機材等がございますので、それを利用して交通安全対策、運転に関する対策や歩行者としての立場としての安全対策について、講習等を実施させていただいてお

ります。

○武田委員 事故件数もずっと減っていて、皆さんの日頃の活動が実を結んでいるんだなと説明を聞いておりました。

死者数が、令和6年度は上がってきているのが気になるところで、その分析はされているんでしょうけれども、資料13ページ、高齢者の反射材があるかないかで、ここ数年、反射材をつけていない方の死亡事故しかないということでした。反射材着用に係る広報活動は、警察本部だけされているのか、各警察署、地域、各市町村とか、どのようにやっているのか、聞かせてください。

○黒瀬交通部長 反射材につきましては、先ほど御指摘のとおり、ここ数年見てみますと、反射材をつけている方の歩行中の死亡事故はないということで、非常に反射材の効果はあるのかなということで分析しているところでございます。

警察としての広報啓発につきましては、まず警察本部、こちらのほうでいろんな媒体を使ったり、X等を使用しての広報啓発であったり、各警察署では担当者が、いろんな会合等で、高齢者、職域、学校等に行きまして、反射材の説明をさせていただいております。

それと、県知事部局でも、交通安全対策担当されている部局がございますので、こちらのほうも反射材につきましては、的確な広報をしていただいているところでございます。

また、昨年から必要により反射材等につきましては、警察署へお配りしたり、あるいはイベント等に行ったときに外で配布したりとか活動をしております。

さらに、警察署以外でも、いわゆる量販店や100円ショップとかにお願いして、お客様に目立つ

位置にディスプレイしていただいて、反射材を購入していただくように購入促進に力を入れて実施しております。

○武田委員 活動も一生懸命されているのは、十分理解をしているのですけれども、平成26年からほぼ横ばいのような状況なので、高齢者向けに、警察だけではなく市町村ともっと連携を密にさせていただいて、市町村の力を借りて、自治会とも連携して、広報に力を入れていただくとありがたいなと思っていますので、よろしくお願いしておきます。

○黒瀬交通部長 今後とも、県知事部局、市町村、各自治体との連携を強化して取り組んでまいりたいと思います。

○武田委員 資料17ページの横断歩道における停止率の向上で、全国の53%から本県は70.2%になっています。宮崎県は日本一プロジェクトに取り組んでいて、宮崎県警察本部は、もしかして日本一なのかなという思いがあるのですが、全国何位になるのでしょうか。

○黒瀬交通部長 全国順位でございますけれども、宮崎県は7位でございます。ちなみに1位は長野県、87%でございます。

○武田委員 ぜひ日本一を目指して、警察本部だけではなくて、宮崎県民の皆さんにこの状況をしっかりと伝えていただいて、宮崎県民で日本一を目指すような機運を上げていただくとありがたいなと思っておりますので、よろしくお願いします。

○下沖副委員長 資料10ページの令和6年交通事故発生件数2,703件というのは、資料14ページに出ている人身事故の件数と一緒になんですけれども、人身事故だけの事故発生件数ということですか。

○黒瀬交通部長 御指摘のとおり、人身事故の

みの件数でございます。

○下沖副委員長 人身事故の定義なんですけれども、単独で事故して、自分がけがした場合でも人身事故に入るのか。人身事故の定義を教えてください。

○黒瀬交通部長 一人で事故を起こしてけがした場合も人身事故に入ります。事故を起こして診断書が提出されますと、人身事故扱いさせていただきます。

○下沖副委員長 人身事故以外を含めた事故処理の動向はいかがでしょうか。

○黒瀬交通部長 令和6年中の全ての事故、人身事故と物損事故の総数は2万8,521件でございます。

○下沖副委員長 事故全体も年々下がっているのか、人身事故だけが下がっているのか、教えてください。

○黒瀬交通部長 事故全体の総数としては、前年と比べますと微増になります。しかし、人身事故につきましては、ここ数年ずっと減少ということでございます。

○下沖副委員長 資料14ページの人身事故の円グラフで、不明というのはどういう状況か教えてください。

○黒瀬交通部長 不明につきましては、ひき逃げでございまして、運転者が分からないということで、不明でカウントさせていただいております。

○下沖副委員長 去年、ひき逃げは何件ですか。

○黒瀬交通部長 7件でございます。

○下沖副委員長 犯人は捜査中ということでしょうか。

○黒瀬交通部長 集計時点では、不明のままとなっております。

○下沖副委員長 この件数は、逮捕されない限

り繰り越していくのでしょうか。

○黒瀬交通部長 件数については1年ごとに変わっていきます。

○前屋敷委員 関連で、集計は1年ごとの件数ということだったんですけれども、その後の調査は、どの程度まで継続されるのでしょうか。

○黒瀬交通部長 ひき逃げは、時効7年でするので、その間は引き続き継続捜査してまいりますし、また、事故の起きた直近の数か月で事故現場に看板を設置しまして、何年何月何日頃このような事故が発生いたしましたので、目撃された方あるいは情報をお持ちの方は、警察まで情報をお願いいたしますという告知等も行って、目撃情報や参考情報等の収集に努めて捜査しております。

○下沖副委員長 看板を設置するということでしたが、例えば、事故が発生した時間帯に運転していた方からドライブレコーダーを提出してもらうなどの取り組みをされているのでしょうか。

○黒瀬交通部長 ドライブレコーダーでございますけれども、県警では、例えば、タクシー協会、トラック協会、いろいろな団体と協定を結んでおります。交通事故があったときにドライブレコーダーの記録の提供も締結時に結んでおりますので、事件・事故の場合には協定に基づいて、その協定先の業界、会社、個人からドライブレコーダーの記録の提供等は実際あります。

○下沖副委員長 ドライブレコーダーは、多くの車で備わっていて、走る監視カメラと言われていたので、個人のドライブレコーダーを提出できる仕組みを今後検討いただけたらと思います。

○黒瀬交通部長 先ほど申しました締結している業界団体以外にも、一般県民の方からも情報

を提供いただけるように、今後、県警といたしましても、いろんな場面において広く広報啓発してまいりたいと考えております。

○重松委員長 その他、ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、その他の報告事項は終了させていただきます。

最後に、その他で何かございませんか。

○二見委員 私が小学生の頃、小学校で自転車の乗り方や道路交通法の指導とか、交通安全教育があったんですけれども、最近はやっているのでしょうか。私の子供が小学校に2人通っているけれども、そのような体験をしたことがないとのことでした。今度、中学校に行くので、自転車に乗る練習をしているんですけれども、私が教えないと乗り方が分からないのかなという思いがあります。コロナの影響もあって、中止したかもしれないんですけれども、今どういう状況でしょうか。

○黒瀬交通部長 子供たちに対する交通安全教育でございますけれども、警察官あるいは交通安全指導員が、小学校や中学校で自転車の安全な運転方法等について体験、参加型、実践型の交通安全教育を実施しております。

また、スタントマンが、自転車等事故を再現するスケアードストレート手法による自転車の交通安全教室についても実施させていただいております。

○二見委員 私の子供は体験していたんですね。

○黒瀬交通部長 多くの小学校、中学校で実施していると認識しております。

○二見委員 実施頻度というのは、どれくらいでしょうか。

また、交通安全教育は、学校側の協力も必要だと思うけれども、学校から要望があって実施

されるのか、それとも、県警並びに交通安全協議会からアプローチされるのでしょうか。

○黒瀬交通部長 基本的には、学校側の要請、あるいは警察、安全協会に要請を受けまして、学校に行って安全教育を実施させていただいている現状です。

○二見委員 要望があったところに行って、交通安全教育を実施するということですが、各学校全部回っているんですか。

○黒瀬交通部長 ほぼ回っております。

○二見委員 「ほぼ」ということは、100%ではないですということですか。

○黒瀬交通部長 基本的には、年に1回、学校で実施させていただいていると認識しています。

○重松委員長 私のほうから1点よろしいでしょうか。

道路交通法の改正によって、直近の検挙件数等は、どのような状況になっているのでしょうか。

○黒瀬交通部長 昨年11月に施行されました改正道路交通法につきまして、自転車運転者の酒気帯び運転の検挙につきましては、令和6年中3件検挙しております。そして、令和7年1月末で1件の検挙をしております。

○重松委員長 全て酒気帯びでしょうか。

○黒瀬交通部長 御指摘のとおり、全て酒気帯び運転でございます。

○二見委員 先ほどの交通事故賠償関係に戻りますけれども、警察車両の仕様や車種によっては、例えば、後方が見えづらくて確認ができなかったり、様々な装備をつければ横が見えづらかったりとか、荷物が多くて見えづらかったりとか、そういうことは全くないんですか。

○奈良警務部長 後方のバックモニターにつきましては、全ての車両についているという状況

にはございません。順次、入れているというところであります。

また、日常使いを職員がしているものと違うタイプの車種を使うこともございますので、平時に運転訓練をする等の事前準備はしております。

○二見委員 広島県の高速道路での事故について、広島県警が運転操作不適という判断をされたということなのですが、どうすればよかったと思いますか。今後のためにお聞かせください。

○河野首席監察官 今回の事故の場合ですが、まずハンドルをしっかり把持して動かさずに、アクセルペダルから足を完全に抜いて、大型バスには排気ブレーキがついていますので、排気ブレーキなどを活用してスピードを十分落とすことが適切な対応だったのではないかと思います。

○二見委員 当時、急いでいたのか、気が焦っていたのかもしれないですね。9人も乗せていたわけですから細心の注意をしていただきたい。事故の件数も増えてきているので、引き締めたほうがいいのかなと思います。よろしくお願いします。

○河野首席監察官 交通事故防止を指導する立場にある警察官が、このような事故を起こしてしまい誠に申し訳なく感じております。

公用車は、県民の財産であるという認識を一人一人の職員に意識させまして、引き続き交通事故の絶滅を目指して、効果的な防止対策に取り組んでまいりたいと思います。

○重松委員長 その他、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、その他也終了させていただきます。

それでは、以上をもって警察本部を終了いた

します。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時12分休憩

午前11時16分再開

○重松委員長 委員会を再開いたします。

それでは本委員会に付託されました議案等について、企業局長の概要説明を求めます。

○松浦企業局長 本日御審議いただきます事項についてであります。

常任委員会資料の2ページ目を御覧ください。目次であります。

本日は、議案第86号「令和6年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）補正予算（第2号）」の1件であります。

詳細につきましては、この後、総務課長から御説明をいたします。

○重松委員長 次に、議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○小川総務課長 それでは、補正予算の概要について御説明いたします。

資料の3ページを御覧ください。

議案第86号「令和6年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）補正予算（第2号）」であります。

1の補正の理由であります。記録的な猛暑と台風第10号に伴う一ツ瀬川県民ゴルフ場のコース冠水被害等により、ゴルフ場利用者数が目標を下回ることが想定されますことから、指定管理者から納付される施設利用料を減額しますとともに、指定管理者が支出した修繕費用のうち、指定管理者との協定に基づき企業局が負担

すべき費用を計上するものであります。

次に、2の補正額であります。

まず、事業収益につきまして、表の一番上の太枠の中央、補正予定額の欄を御覧ください。

補正予定額は、マイナス1,545万6,000円で、指定管理者からの納付金が減少する見込みとなったことによるものであります。

補正後の事業収益の合計は、太枠の一番右の計の欄にありますとおり、806万5,000円となります。

次に、事業費ですが、表の中ほどの太枠の補正予定額の欄を御覧ください。

補正予定額は340万円で、内訳としましては、コース管理機械の修繕に係る費用200万円及びコース冠水被害に係る費用140万円の増額であります。

補正後の事業費の合計は、太枠の一番右の計の欄にありますとおり、3,442万2,000円となります。

なお、営業費用に計上しました修繕費と、特別損失に計上しました費用につきましては、指定管理者との協定により定められている、「1件当たりの修繕・更新の費用が100万円未満のものについては、年間合計金額のうち150万円を超える部分」に該当すること、また、「1件当たりの修繕・更新の費用が100万円以上のもの」に該当することから、企業局が負担するものであります。

この結果、表の一番下の太枠の右端の計の欄にありますとおり、補正後の事業収益から事業費を引いた収支残につきましては、2,635万7,000円のマイナスとなります。

今後も引き続き指定管理者と緊密に連携するとともに、経営状況を見ながらシミュレーションを行い、今後の事業の在り方を検討してまい

ります。

○重松委員長 執行部の説明が終了しました。

議案について質疑はありませんか。

○二見委員 質問する前に、この状況をどうお考えなのか聞きたいです。

○松浦企業局長 利用者がこの数年ですけれども、年々減ってきているという状況は、しっかり認識する必要があると思っております。

夏場の猛暑日が随分増えたことによって、稼ぎ時に利用者が随分減っている状況があります。

あとは風水害で、コースが冠水して利用できないという頻度が増えていることがあります。

新たな利用者が増えるかどうかも見極めながら、この経営をどうしていくのかということは、今はしっかり考えないといけないと認識しております。

現在は、指定管理者をお願いをしております、その期間については、当然そこをお願いをするという考えでありますけれども、次をどうするのかということにつきましては、利用の状況等を見ながら、結果として次の指定管理をしないということも含めて検討していく必要があると思っております。

ただまだ、現時点では、今の指定管理者になって1年目ということで、いろいろ工夫をしていただいているという状況がございます。そういった御意向もしっかり受け止めながら、今後の推移を見守って行って、適切な時期には検討をしっかりやりたいと思っております。

○二見委員 以前は経営が良かった時期もあるんですよね。ここ数年が減少している状況については、大変だなと思います。台風第10号の影響ということでしたが、宮崎市大淀川ゴルフ場も同じように河川敷にありながら、そのような話は聞きません。新富町では、立地条件も違う

というのも分かるんですけれども、できるだけことは、毎年その都度しないといけないので、高所からしっかり見極めていく時期だと思えます。

○下沖副委員長 クラブハウスは、築何年になるんですか。

○西本経営企画室長 平成2年に建てられたので、築35年ぐらいになると思います。

○下沖副委員長 建物の耐久年数はどれくらいあるのでしょうか。

○西本経営企画室長 今年、クラブハウスの改修をする前に、前年度設計で、どういったところが傷んでいるかといったことを調べた上で、今年度改修しております。屋根の防水とかはしていきますが、それ以外については、まだ問題ないと思っております。

○下沖副委員長 今のところ、その大規模な改修、建て替え計画は考えていない状況ですか。

○西本経営企画室長 大規模な改修は計画しておりません。

○福田委員 この内容で、やっぱり続けていったほうがいいんですか。

○松浦企業局長 続けていっていいのかどうかについて、実際、利用されている方もたくさんいらっしゃいます。そういう方々への影響がどう出ていくのかも含めて考えなければならない状況だと思っております。

去年4月に企業局長になって数字を見たときに、事業をやめるということも含めて、考えないといけないということは、個人的にですけれども思ったところです。

今後どうしていくのかについては、ゼロベースでしっかりと検討する必要があるということはあると思います。

○福田委員 局長が言われたのは、僕は正直な

ところだと思います。本当に自分の持ち物だったら、このままずっと赤字を続けていくんだったら、もう辞めようとなります。全国の事例とかを検討して使える方法は、ゴルフだけではなくもあるんじゃないかと思います。もう少し真剣に取り組んでいかないと、私たちも、またかという感じになってしまうのでよろしくお願いします。

○図師委員 議会も、スポーツ議連で大会、コンペさせていただいたり、重松委員長や私にしても、空き時間を見つけて1人で回ったりしています。ゴルフの打ちっぱなしをするよりは、一ツ瀬川県民ゴルフ場でラウンドをハーフでもしたほうが実践的な練習ができるというのを一生懸命アピールはしているところなんですけれども、なかなか減少が止まっていないということです。

週末はある程度集客があるということで、クラブ主催のコンペだと、もう予約が取れないぐらい利用者がいるというのは分かっているんですけども、平日がどうしても閑散としているということでした。ただ平日にすると、一人でもスルーでも、どんどん回らせてもらえるので充実する。

つまり、県民全体に来てくださいというよりも、平日回れる方をターゲットに、自営業、農業、飲食店の方とかに関して「1人でもどうぞ」、「スルーでもどうぞ」というアピールをターゲットを絞ったPRの仕方があっていいのかなと思いますけれども、いかがでしょう。

○松浦企業局長 いろんな視点を御教示いただいております、そのあたりは私達も考えなきゃいかんと思っております。

指定管理者でも、利用者の意見とかを組み入れて、コースが足りないという状況があって、

もう一回リニューアルしようかという動きをしていただいておりますし、今年度について言うと、利用料金を取れるわけではないんですけれども、国スポに向けて高校生の練習場所として提供していったら、認知度を上げていく必要があるということでスタートしているところであります。

そういった努力を積み重ねながら、今後の推移をしっかりと見極めていったら、どうするかということを考えていきたいと思っております。

○重松委員長 個人的な感想になりますが、ゴルフ場を使わせていただいて、日章学園の高校生と話をしました。立派な選手が活躍することなどを考えると、こういう環境を残していただくことはやっぱり重要なかなと思います。

また、いろんなゴルフショップの人たちと連携を組んでいただいて、本当に使いやすいということをアピールしていただきたいし、レッスンを受けられるような体制にすると、もっと利用客が増えるのではないかなと思いますのでぜひ頑張ってください。

ほか、ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、以上をもって企業局を終了させていただきます。

執行部の皆さん、お疲れさまでした。

休憩いたします。

午前11時29分休憩

午後0時58分再開

○重松委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託をされました議案等について、教育長の概要説明を求めます。

○黒木教育長 御説明に入る前に、お礼を申し上げます。

去る1月10日に県総合博物館で行われました、みやはくデジタルミュージアムオープニングセレモニーに当委員会から下沖副委員長をはじめ3名の委員の皆様に御臨席を賜りました。この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

それでは、当委員会で御審議いただきます教育委員会所管の議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

それでは、文教警察企業常任委員会資料の2ページ目、目次を御覧ください。

今回、御審議いただきます議案は、予算議案といたしまして、議案第70号「令和6年度宮崎県一般会計補正予算(第9号)」、議案第84号「令和6年度宮崎県立学校実習事業特別会計補正予算(第1号)」、議案第85号「令和6年度宮崎県育英資金特別会計補正予算(第2号)」になります。

特別議案といたしまして、議案第90号「特定目的基金の終期を設定することに伴う関係条例の整備に関する条例」、議案第101号「工事請負契約の変更について」の5件でございます。

それでは、資料の3ページを御覧ください。

補正予算の概要であります。今回の教育委員会の一般会計補正予算は、表の下から5段目の太枠内、補正額の欄に記載しておりますように、46億5,587万6,000円の減額補正をお願いするものであります。

補正後の額は、その2つ右の欄にありますように1,126億4,310万9,000円であります。

また、特別会計の補正予算は、下から2段目の太枠、補正額の欄に記載しておりますように1億1,907万8,000円の増額補正をお願いするものであります。

補正後の額は、その2つ右の欄にありますように、53億4,428万1,000円であります。その結

果、教育委員会の一般会計と特別会計を合わせました補正後の額は1,179億8,739万円となります。

次に、4ページと5ページを御覧ください。

繰越明許費についてであります。そちらに記載のとおり、県立学校老朽化対策や練習環境整備事業における自転車競技場の改修工事等において、工事が年度を越すことなどから繰越明許費の追加を12件、変更を1件、お願いするものであります。

私からの説明は以上であります。詳細につきましては、引き続き担当課長から御説明申し上げますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○重松委員長 次に、予算議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○佐藤教育政策課長 令和6年度2月補正予算につきまして御説明いたします。

資料の6ページを御覧ください。

今回の補正は、表の左から3列目、補正額の欄にありますように、14億455万3,000円の増額補正をお願いしております。

この結果、補正後の額は、右から3列目にありますように、47億5,418万9,000円となります。

以下、主なものにつきまして御説明いたします。

資料の7ページを御覧ください。

左から3列目、上から3行目の(事項)職員費の7,001万5,000円の減額でございます。これは、教育委員会事務局職員の人件費の執行残であります。

次に、その4行下になります。(事項)宮崎県公立学校情報機器整備基金事業費が、15億1,875

万5,000円の増額であります。

これは、令和7年度に県内19市町村が実施する一人一台端末の更新に係る経費の補助金等につきまして、国の補正予算による交付を受け入れ、宮崎県公立学校情報機器整備基金へ積み立てるための増額でございます。

続きまして、下から2行目になります。(目)社会教育総務費の(事項)職員費が、補正額3,176万1,000円の減額、その下、一番下の行になりますけれども、(目)保健体育総務費の(事項)職員費が、補正額706万6,000円の減額であります。

これらは、いずれも事務局職員の人件費の執行残であります。

○畑中財務福利課長 財務福利課の令和6年度2月補正予算につきまして御説明いたします。

資料の8ページを御覧ください。

今回の補正は、表の左から3列目の補正額の欄にありますように、総額で1億8,224万円の減額補正をお願いしております。

この結果、補正後の額は、右から3列目の欄にありますように、100億6,297万1,000円となります。

補正の内訳は、一段下にあります一般会計が3億131万8,000円の減額補正、次のページに移りまして、9ページの上から1段目、特別会計が1億1,907万8,000円の増額補正であります。

以下、主なものにつきまして御説明いたします。

資料10ページを御覧ください。一般会計についてであります。

左から3列目、上から2段目の(事項)、維持管理費が1億1,683万3,000円の減額であります。

これは、空調設備整備事業の設計委託及び工事や老朽化対策事業の設計委託等に係る入札残等であります。

資料11ページを御覧ください。

上から1段目の(事項)一般運営費(高等学校)が1億870万9,000円の減額、その3つ下の段の(事項)一般運営費(特別支援学校)が2,143万7,000円の減額であります。

これらは、電気代の実績が見込みを下回ったこと等による執行残であります。

次に、一番下の段の(事項)文教施設災害復旧費が3,787万5,000円の減額であります。

これは、災害による被害が想定を下回ったことによる工事請負費等の執行残であります。

続きまして、特別会計についてであります。

まず、県立学校実習事業特別会計につきまして、上から1段目の(事項)高等学校実習費が1,259万2,000円の増額であります。

これは、令和5年度の決算認定で令和6年度への繰越金が確定したことによるものであります。

次に、育英資金特別会計につきまして、上から2段目の(事項)育営事業費が1億648万6,000円の増額であります。

こちらにつきましても、令和5年度の決算認定で令和6年度への繰越金が確定したことによるものであります。

○間曾高校教育課長 高校教育課の令和6年度2月補正予算につきまして御説明いたします。

資料12ページを御覧ください。

今回の補正は、表の左から3列目の補正額の欄にありますように、4億2,702万7,000円の減額補正をお願いしております。

この結果、補正後の額は、右から3列目の欄にありますように、33億2,222万円となります。

以下、主なものにつきまして御説明をいたします。

資料13ページを御覧ください。

左から 3 列目、上から 2 段目の (事項) 一般運営費 (教育庁共通) が 688 万円の増額であります。

このうち、説明及び事業名欄の 4、県立学校給食等緊急支援事業が 1,260 万円の増額であります。これは学校で提供される給食や、寮で提供される寮食等につきまして、保護者等が負担する食材費増額分の一部を支援するものであり、国の補正予算に伴い増額するものであります。

次に、1 つ下の (事項) 高等学校就学支援事業費が 3 億 8,947 万 6,000 円の減額であります。

これは、県立高校の生徒へ授業料相当額を支援いたします就学支援金の対象者が、見込みを下回ったことなどによるものであります。

次に、2 つ下の (事項) 学力向上推進費が 3,048 万円の減額であります。

このうち、説明及び事業名欄の 5、「世界とつながる高校生海外留学支援事業」が 865 万 7,000 円の減額であります。留学支援の補助対象者が見込みを下回ったことによるものであります。

資料 14 ページを御覧ください。

一番上の (事項) 指導者養成費が 2,343 万円の減額であります。

このうち、説明及び事業名欄の 3、「国際理解教育推進事業」が 1,303 万 3,000 円の減額であります。これは外国語指導助手、いわゆる ALT の雇用に係る報酬や費用弁償等の執行残であります。

次に、ページ中ほどの (事項) 産業教育設備費が 934 万 1,000 円の増額であります。

このうち、説明及び事業名欄の 2、一般設備費が 966 万 5,000 円の増額であります。これは、都城農業高校の実習農場に高性能農業機械等を導入しまして、スマート農業について、実践的・体験的に学べる環境を整備するために、国の

補正予算に伴い増額するものであります。

次に、2 つ下の (事項) 産業教育振興費が 772 万 9,000 円の増額であります。

このうち、説明及び事業名欄の 2、「高校生有機農業実践事業」が 826 万 8,000 円の増額であります。これは宮崎農業高校において、有機農業について実践的に学べる環境を整備し、有機 J A S 認証が取得できる水準への実習施設の改修や指導者の育成を行うために、国の補正予算に伴い増額するものであります。

○田中義務教育課長 義務教育課の令和 6 年度 2 月補正予算につきまして御説明いたします。

資料の 15 ページを御覧ください。

今回の補正は、表の左から 3 列目の補正額の欄にありますように、2,869 万 5,000 円の減額補正をお願いしております。

この結果、補正後の額は、右から 3 列目の欄にありますように、1 億 1,937 万 5,000 円となります。

以下、主なものにつきまして御説明いたします。

資料 16 ページを御覧ください。

上から 2 段目の (目) 教育指導費の左から 3 列目 (事項) 学力向上推進費が 691 万 9,000 円の減額であります。

これは、主に帰国・外国人児童生徒に対する学習支援事業の国庫補助決定に伴う減額によるものであります。

次に、その下の (事項) 指導者養成費が 1,936 万 4,000 円の減額であります。

これは、主に新規採用職員の研修である初期研修に係る会計年度任用職員の人件費が見込みを下回ったことによる執行残であります。

次に、その下の (事項) 教科書指導研究費が 100 万 8,000 円の減額であります。

これは主に、教科用図書選定審議会に係る会場使用費等の執行残であります。

○山之口特別支援教育課長 特別支援教育課の補正予算について御説明いたします。

資料の17ページを御覧ください。

今回の補正は、表の左から3列目の欄にありますように、7,811万3,000円の減額補正をお願いしております。

この結果、補正後の額は、右から3列目の欄にありますとおり、8億1,450万8,000円になります。

以下、主なものについて御説明いたします。

資料18ページを御覧ください。

左から3列目の1段目の(事項)県立特別支援学校整備費が676万9,000円の減額であります。

これは、説明及び事業名欄の1、「特別支援学校スクールバス整備事業」における福祉車両購入の入札残と、同じく2の「未来を創る！高等特別支援学校整備事業」の発掘調査員の人件費、リース料の執行残であります。

次に、その1段下の(事項)特別支援教育振興費が5,444万5,000円の減額であります。

これは、説明及び事業名欄の3、「特別支援学校医療的ケア実施事業」の職員手当等の執行残と、同じく6の「県立高等学校等生活支援充実事業」において、今年度、生活支援員の配置対象となる障がいのある生徒が想定よりも少なかったことによる人件費等の執行残であります。

最後に、その1段下の(事項)一般運営費(特別支援学校)が1,627万1,000円の減額であります。

これは、通学用バス運行委託の入札残であります。

○菊池教職員課長 教職員課の令和6年度2月補正予算について御説明いたします。

資料は19ページになります。

今回の補正は、表の左から3列目の補正額の欄にありますように、38億6万円の減額補正をお願いしております。

この結果、補正後の額は、右から3列目の欄にありますように、947億2,624万7,000円になります。

以下、主なものについて御説明いたします。

資料20ページを御覧ください。

左から3列目の最初の(事項)教職員人事費の補正額1,060万4,000円の減額につきましては、主に教員の日常業務等を支援するスクールサポートスタッフに係る市町村への補助金となります。

スタッフの任用開始日が様々であったことなどにより、当初の見込みを下回ったものでございます。

次は、学校種ごとの職員費及び旅費でございますが、いずれも学校教職員に係る給与や職員手当、旅費であります。

一番左の欄の中ほどの(目)教職員費は2つありますが、上の段の教職員費は小学校費、その下が中学校費でございます。

このうち、小学校の(事項)職員費は、17億2,236万9,000円の減額を、その下の旅費につきましては、1,800万円の減額を計上させていただいております。

その下、教職員費は中学校費でございますが、このうち(事項)職員費は10億3,688万2,000円の減額を計上しております。

次の、高等学校総務費であります。このうち(事項)職員費は6億9,220万1,000円の減額を計上しております。

最後に、特別支援学校費であります。このうち(事項)職員費は3億1,070万4,000円の減

額を計上しております。

以上、職員費につきましては、人件費等になりますが、給料や職員手当の支給実績が、当初の見込みを下回ったことによるものであり、旅費につきましては人事異動に伴う赴任旅費の執行残によるものでございます。

○猪野生涯学習課長 生涯学習課の令和6年度2月補正予算につきまして御説明いたします。

資料21ページを御覧ください。

今回の補正は、表の左から3列目の補正額の欄にありますように、7,670万7,000円の減額補正をお願いしております。

この結果、補正後の額は右から3列目の欄にありますように、9億5,155万1,000円となります。

以下、主なものにつきまして御説明いたします。

資料22ページを御覧ください。

下から3段目の図書館費が3,825万8,000円の減額であります。

これは、県立図書館の受変電設備改修工事等の執行残であります。

続いて、その下の段、(事項)図書館サービス推進費が635万8,000円の減額であります。

これは、県立図書館の会計年度任用職員に係る経費等の執行残であります。

続いて、資料23ページを御覧ください。

一番上の段、(事項)美術館費が1,987万円の減額であります。

これは、県立美術館の光熱費等の執行残であります。

最後に、その下の段、(事項)美術館普及活動事業費が519万6,000円の減額であります。

これは、県立美術館の特別展及び会計年度職員任用職員に係る経費等の執行残であります。

○田中スポーツ振興課長 スポーツ振興課の補正予算につきまして御説明いたします。

資料24ページを御覧ください。

今回の補正は、表の左から3列目の補正額にありますように、11億2,546万8,000円の減額補正をお願いしております。

この結果、補正後の額は、右から3列目の欄にありますように、22億8,757万8,000円となります。

以下、主なものにつきまして御説明いたします。

資料25ページを御覧ください。

一番上の(事項)学校体育指導費ですが、5,509万8,000円の減額をお願いしております。

これは、説明及び事業名欄の2、「部活動改革推進事業」や、その下の「部活動地域移行環境整備事業」において、市町村への支援や補助金が見込みを下回ったことに伴う執行残であります。

次に中ほどの(事項)スポーツ施設管理費ですが、1,033万円の減額をお願いしております。

これは、県総合運動公園内にあります管理事務所の漏水補修事業における調査設計業務の委託料で、入札による執行残であります。

次に、一番下の(事項)保健管理指導費ですが、741万6,000円の減額をお願いしております。

これは、県立学校医・学校薬剤師手当などが見込みを下回ったことに伴う執行残であります。

資料26ページを御覧ください。

上から2段目の(事項)競技力向上推進事業ですが、10億3,188万4,000円の減額をお願いしております。

これは、国スポ大会のローイング競技——これまでボート競技と呼んでいた競技ですけれども、会場が新富町から小林市に変更されたこと

に伴い、富田浜のしゅんせつ工事を取りやめたことによるもの、また、現在、整備を進めております県総合運動公園内の自転車競技場、合宿所の工事等の国庫補助決定に伴うものであります。

次に、下から 2 段目の（事項）宮崎県スポーツ推進基金ですが、967 万 6,000 円の減額をお願いしております。

これは、基金と国庫補助金を活用した、スポーツで健康・体力・生きがいがづくり事業におきまして、国庫補助が決定したことによる補正であります。

○長友文化財課長 文化財課の令和 6 年度 2 月補正予算につきまして御説明いたします。

資料 27 ページを御覧ください。

今回の補正は、表の左から 3 列目の補正額の欄にありますように、1 億 2,502 万 6,000 円の減額補正をお願いしております。

この結果、補正後の額は、右から 3 列目の欄にありますように、6 億 8,752 万 5,000 円となります。

以下、主なものにつきまして御説明いたします。

資料 28 ページを御覧ください。

下から 2 段目の（事項）埋蔵文化財保護対策費が、7,457 万 2,000 円の減額であります。

これは、説明及び事業名の欄の 2 の埋蔵文化財発掘調査において、国土交通省からの委託による発掘調査等を行っておりますが、国の事業進捗や計画変更等によるものであります。

次に、資料 29 ページを御覧ください。

一番上の段の（事項）博物館費が、1,156 万 5,000 円の減額であります。

これは、説明及び事業名の欄の 2 の管理運営費における会計年度任用職員に係る経費の執行

残などであります。

次に、下から 3 段目の（事項）考古博物館費が、1,331 万 8,000 円の減額であります。

これは、説明及び事業名の欄の 2 の西都原考古博物館老朽化対策事業における中央監視装置システム設計委託に係る執行残などであります。

○川越人権同和教育課長 人権同和教育課の令和 6 年度 2 月補正予算について御説明します。

資料の 30 ページを御覧ください。

一般会計で 9,801 万 5,000 円の減額補正をお願いしております。

この結果、補正後の額は、右から 3 列目の欄にありますとおり、2 億 6,122 万 6,000 円となります。

以下、主なものについて御説明いたします。

資料 31 ページを御覧ください。

最初の（事項）人権教育総合企画費が、98 万 5,000 円の減額であります。

これは、説明及び事業名欄 1 の人権教育総合企画の推進において実施しております人権教育推進校の職員研修に係る講師旅費の執行残等であります。

次に、上から 3 段目の（事項）生徒健全育成費が 9,522 万 3,000 円の減額であります。

これは、説明及び事業名欄 6 の不登校等対策強化事業において、国庫補助金の交付決定額が見込みを下回ったことに伴う減額等であります。

次に、下から 1 段目の（事項）学校安全推進費が 177 万 4,000 円の減額であります。これは、説明欄及び事業名 3 の県立学校管理者賠償責任保険等において、掛金の算定における児童生徒数が見込みを下回ったことによる執行残等であります。

○重松委員長 執行部の説明が終了しました。

予算議案について質疑がございますか。

○二見委員 スポーツ振興課の競技力向上費が大分減額になっていると思うんですけども、原因を教えてください。

○田中スポーツ振興課長 10億円ほど出ているんですけども、内訳としましては、約6億円は先ほど申しましたローイング競技の会場が新富町から小林市に変更になったということで、新富町で行う場合には、そのコースになっていました富田浜の競技場を下に土砂が堆積するということで、泥を掘って船が下に当たらないように安全のために、しゅんせつ工事を計画しておりました。

それが、小林市に変更になったということで、この工事は必要なくなったということが大きな部分でございます。

残りの4億円は、今、自転車競技場、それから、合宿所等を運動公園内で整備しておりますけれども、もともと計画していたものの、国からの予算をそこに充てることができるようになったということでの減額であります。

○二見委員 4億円の減額分に関しては^{*1}振替ということですか。

○田中スポーツ振興課長 はい。

○下沖副委員長 資料10ページの教職員住宅について、入居率とどこに県立学校の教員住宅があるのか、教えてください。

○畑中財務福利課長 教職員住宅は、県内各地にあるんですけども、詳細は、追ってまた御報告いたします。入居率につきましては、今年度56.6%でありまして、ここ数年は大体同じような入居率でございます。

○下沖副委員長 資料13ページ、一般運営費、4番、「県立学校給食等緊急支援事業」のところなんですけど、給食を提供している県立学校はどこなのか、教えてください。

○間曾高校教育課長 給食または寮食費を提供しておりますのが、まず、県立中等教育学校の給食費と寮食費、また、県立特別支援学校の給食費と社食費、そして、県立高等学校生徒寮、小林高校と高鍋農業高校にございますが、こちらの2寮、また、県内6か所にある地区生徒寮の寮食費が対象となります。

○下沖副委員長 資料18ページ、6番、「県立高等学校等生活支援充実事業」について、事業内容を教えてください。

○山之口特別支援教育課長 県立高校に在籍する下肢等に障害のある方、それから、聴覚に障害のある方に生活支援員、要約筆記者をつけて、学校の教育課程の活動を補助、支援するものです。

この減額については、中学校3年生のときに支援員をつけている人が、高校に全員入ったということを想定してつけるものですから、実際には希望者がそこまでなかったということで減額したということでございます。

○下沖副委員長 会計年度任用職員として雇われているのでしょうか。

○山之口特別支援教育課長 ^{*2}会計年度任用職員でございます。

○下沖副委員長 全員でしょうか。

○山之口特別支援教育課長 はい。

○下沖副委員長 資料22ページ、電子図書について、昨年から始まっているんですけども、学校や図書館とか連携はされているのでしょうか。

○猪野生涯学習課長 今回、IDを学校の児童生徒、教職員、約11万人に付与しております。希望する学校におきましては、公立、県立、そして、私立と付与しているところです。

※1～2は25ページに訂正発言あり

私どもが狙いをしておりますのは、学校図書で見ることができないような本の活用ができるように、そういう活用の仕方について、現在、学校等と連携をしている状況でございます。

○下沖副委員長 これは小中高のタブレットとかパソコンで個人で見れるようにしているのでしょうか。

○猪野生涯学習課長 そのとおりでございます。

○下沖副委員長 資料もすばらしいので、授業でも使えるし、子供たちが調べるときに物すごく使いやすいものなので、学校でどんどん使ってもらえるといいかなと思いますので、頑張ってください。

○福田委員 資料13ページ、一般運営費、県立学校給食費の回答で、県内6か所ほどあるとおっしゃったんですけれども、1,260万円が6か所に支払われているということですか。

○間曾高校教育課長 私が6か所と申し上げましたのは、地区生徒寮でございまして、こちらの事業の対象になりますのは、五ヶ瀬中等教育学校、そして、特別支援学校、そして、今お話しさせていただきました県内6か所にあります地区生徒寮、そして、高等学校生徒寮と申しまして、2つ、小林高校と高鍋農業高校の寮の給食費、寮食費ということになります。

○福田委員 内訳を出してもらえますか。

○間曾高校教育課長 この算出が令和5年度の実績に、日銀が令和7年度までに約4.5%ほど物価高騰するのではないかと言われておりますので、令和5年度の実績に4.5%を乗じたものになります。

例えば、特別支援学校は給食、そして、社食費とございますが、合わせまして445万円、五ヶ瀬中等教育学校が356万円、地区生徒寮6か所を合わせまして185万円、そして、学校寮小林高校

と高鍋農業高校を合わせまして250万円、そして、寮費ではないのですが、宮崎東高校定時制の給食費もここに含まれますので、これが24万円を計上しておりまして、合わせまして1,260万円という計上をさせていただいているところでございます。

○福田委員 資料でもらえないですか。

○重松委員長 資料請求について、皆さん、了解できますか。では、後ほどまた皆さんに提供をお願いいたします。

○山之口特別支援教育課長 先ほどの下沖副委員長の高等学校の生活支援事業において、全て会計年度任用職員と申し上げましたけれども、聴覚障害者の要約筆記者は、聴覚障害者協会から派遣となっておりますので委託になります。申し訳ございませんでした。訂正します。

○畑中財務福利課長 先ほど教職員住宅の地区のお話がありましたけれども、一般教職員住宅につきましては、県内7地区に19棟ございます。

あと校長住宅につきましては、宮崎地区を除く6地区で15棟、一般の教職員住宅は28棟、校長住宅が15棟でございます。

○田中スポーツ振興課長 1点訂正をさせていただきます。

先ほど二見委員から御質問いただきました4億円減額の説明で、振替と言ったんですけれども、実際は国への県からの要望額に対して国費の内示が少なかったということで、減額させていただくということです。実際の工事には支障がないということで確認をしております。

○二見委員 校長住宅も使っていないところがあるので、活用方法も考えないといけない。私も昨日たまたま校長住宅の前を通りましたが、テープが引っ張ってあり、もう草も生えないようにされていました。別の活用方法とかしてい

るところもあるので、忙しいとは思いますが、対応はしていったほうがいいんじゃないのかなと思います。

教職員住宅、いろんな社宅のニーズが減っています。老朽化などありますが、対応していただきたいなという意見でございます。

高校教育課の学力向上推進費、「翔け！未来の科学者育成事業」並びに「世界とつながる高校生海外留学支援事業」について、非常にいい取り組みで、科学について、子供たちが本当熱心に取り組んで、全国に誇れるような結果を出してくれているんだなというのは思うんですが、執行残が出てしまうのは、残念な気もするんです。特に海外留学は、募集が少なかったという説明だったんですが、どれくらい応募があり定員に満たさなかったのか教えてください。

○間曾高校教育課長 「翔け！未来の科学者育成事業の執行残につきましては、今年度SSHコーディネーターと国費でございますけれども、こちらで配置をしたところでございます。この勤務実績が見込みよりも少なかったということで、人件費の執行残です。

また、あわせて、「世界とつながる高校生海外留学支援事業」ですけれども、派遣事業、体験、実際に行ってもらうのにつきましては、2～3倍の応募をいただく中での派遣をさせていただいているんですが、個人で計画した留学に対しまして、1人10万円を上限に補助するのですが、今年度は36人の申込みということになりました。

昨年度が29人ということでしたので、若干、増加はしておりますけれども、100人を予定しておりますので、まだまだ余裕がございます。年度初めから何度も学校にはお話をさせていただ

いているのですが、まだまだ周知が足りないと思っておりますので、次年度しっかり必要とする子供たちに届くように周知を図ってまいりたいと思っております。

○二見委員 今までやっていなかったから、子供たちだけではなくて保護者もよく理解できていない。このような事業を知らないのかもしれないし、まず興味関心がないかもしれないですよ。

我々としては、いろいろな海外とか行ったりして、いい勉強になるので、子供たちに体験してもらいたい。特に、これからの国際社会の中では、そういった人材が絶対活躍してくるようになってくると思うんです。

ぜひ、現場のほうも大変だと思いますけれども、しっかり対応していただきたいなと思います。

○前屋敷委員 資料7ページ、宮崎県公立学校情報機器整備基金積立金の増額について、一人一台端末が始まってしばらく経過しているんですが、今状況としてはどうなんですか。まだ、財政面で支援が必要なんじゃないですか。

○佐藤教育政策課長 一人一台端末につきましては、今、小中学校等には全て生徒に行き渡っているところなんですけれども、今年度からその更新が始まっております。今回、整備については県のほうで基金を積み立てておりまして、そのための財源を今回補正をお願いしているところであります。

○前屋敷委員 更新をしていく上で、維持管理が必要になってくるわけですね。

○佐藤教育政策課長 そうです。今回おおむね5年ということで更新をしております。今年度から、令和6～10年度にかけて、県内で9万1,000台の台数を順次更新していくということ

で予定をしているところであります。

○前屋敷委員 資料4ページ、繰越明許費の財務福利課のところで、処分財産調査事業が600万円とあるんですけれども、どのようなものを対象に財産処分しようとしているのか、状況を教えていただければと思います。

○畑中財務福利課長 この処分財産調査事業というのは、高等学校で演習林がある学校がございます。その埋木調査をする事業で、その関係機関との調整に日時を用いたということで繰越しをしたものでございます。

○前屋敷委員 演習林といいますと、どこが、この演習林を活用していたんですかね。

○畑中財務福利課長 ＊農業系の高校が7校ございますけれども、その7校の持っている演習林の埋木調査がこの処分財産調査事業ということで、事業を構築したものでございます。

○武田委員 資料7ページ、事務局費、社会教育総務費、保健体育総務費について、職員の人件費が執行残に伴う減になっていますので、理由を教えてください。

また、資料20ページ、教職員費、小学校、中学校、高等学校総務費、特別支援学校費の教職員費の人件費が、全部減額になっているので、理由を教えてください。

○佐藤教育政策課長 保健体育総務費の職員費は、全般的に今回減額させていただいております。

理由といたしましては、こちらの人件費の積算に当たりましては、前年度の1月1日の職員数を算定して、予算を組んでおります。

実際、3月までの見込みというのが、それを下回る理由といたしましては、その人員構成の変更、人事異動だったり等々ございまして、実際の見込みよりも若干下回ったということで、

今回減額の補正をさせていただいているところでもあります。

○菊池教職員課長 教職員につきましては、いろいろな理由がある中で、まずは、昨年度の補正等を御紹介いたしますと、令和5年度には35億円、令和4年度には25億円の補正を行っていただいたところでございました。

今年度の特徴といたしましては、職員の採用、退職により若返りが大きい理由の一つとして挙げられます。

もう一つが、定年延長に伴いまして、退職者が増えた部分には、給料が必要なくなっておりますので、そのあたりの蓄積等も含めて、この額に計上させていただいたということでございます。

○武田委員 上役がいなくなって下が入ってきたとかいう、これ、毎年大体、同じような感じの減額幅になるんでしょうか。

○菊池教職員課長 例年、この時期の県議会を想定して、12月に前年度の部分を調査することによって、なるべく厳密にやろうとするんですけれども、やはり年度が変わりまして動き出すと、いろんな事情によって、そうやって各年の特徴が見えてまいります。そのような中で、今回その額になったと御理解いただければありがたいです。

○二見委員 資料26ページ、体育施設管理費が減額補正になっているんですけれども、県馬連会長としては、馬厩舎等管理費が減額になるのはいかなものかなと思うんですが、理由を教えてください。

○田中スポーツ振興課長 減額の理由は、県有馬として保有させていただいている5頭のうちの1頭が年度当初に死亡しました。8月中旬に

※28ページに訂正発言あり

新たに1頭を購入させていただいて、その管理費用、餌代、爪を切る費用とか、そういったものに変動がありまして、執行残ということになっております。

○二見委員 参考までに馬厩舎等管理費の全体予算、県有馬の年間委託費は幾らぐらいになっているんですか。

○田中スポーツ振興課長 確認いたしますので、少し御時間をください。

○二見委員 資料28ページ、埋蔵文化財センター費で、減額補正になっていますけれども、西南戦争関連遺跡調査事業は、命題があって始められるんですか。

今度、公明党から出しているけれども、戦争遺跡とかについて、地域において、しっかり調査しないといけないんじゃないかなという話もあります。

だから、こういった事業で西南戦争関係だけにすると、ほかのところは調査しないのかなと思うんですけれども、どのように調査事業とかしていращやるんですかね。

○長友文化財課長 発掘調査、国や県の事業、開発事業に関する発掘事業に関しましては、その開発事業をベースに試掘を行って発掘調査になる場合とか、そういったことを決めていきます。西南戦争の関連事業に関しましては、西南戦争の関連の遺跡に特化して調査を進めていくというような事業になっております。

現段階としましては、戦争関連遺跡というのは、近代遺跡とカテゴリーされるんですけれども、今のところ、そのような事業というのは行っておりません。

○二見委員 事業を行っていないにしても、こちらのほうで、どこにどういうものがあるという情報は把握していращやるんですか。

○長友文化財課長 例えば、戦後70周年ということで、市町村に慰霊碑とか、どのぐらいあるかというような聞き取りをしたことがありまして、そちらに関しましては、把握はしているところでありますけれども、最近に関しましては、しっかりとしたデータは把握しておりません。

○二見委員 それぞれの地域や身近なところにおける平和学習の基礎的な資料になると思うので、市町村の聞き取りだけではなくて、取り組んでいかなければ、現状は全く変わらないんだろうなと思います。

すぐ始められることでもないでしょうから、国の事業とか、もっと研究していただければなと思いました。

○長友文化財課長 現在、文化庁がまだ戦争関連遺跡に関しまして、定義をしていないところもありまして、国の動向を踏まえて、今後研究してまいりたいと思います。

○畑中財務福利課長 先ほど農業系の高校7校の演習林という説明をさせていただいたんですけれども、その中の都城農業高校の演習林の埋木調査での事業で、都城農業高校の演習林の処分財産調査事業ということで訂正させていただきます。

○田中スポーツ振興課長 先ほど、二見委員から御質問いただきました県有馬の委託に関してなんですけれども、現在5頭、綾馬事公苑にお願いしております。この委託料が692万円ほどになりますので、馬1頭につき120万円ほどの積算をお願いをしている状況でございます。

○二見委員 大変貴重な予算を回していただいております。ありがとうございます。

○下沖副委員長 資料11ページ、海洋高校実習船費について、船舶検査とかがあるときは、費用が上がるんでしょうか。毎年この維持費、燃

料代とか、全部計上して、実習活動に関わる予算かどうか、教えてください。

○畑中財務福利課長 海洋高校実習船費につきましては、船員の旅費、修繕費、運営費とか、この実習船に関する経費は全て含んでいる経費でございます。

○下沖副委員長 船舶検査は5年に1回ですね。

○畑中財務福利課長 定期検査は5年に1回ということで、あとドックが毎年のように、簡易なドックは1年に2回とか、やっております。

○下沖副委員長 予算と関係ないですけども、実習船でとった魚はどうするんですか。

○間曾高校教育課長 今、ハワイに行って、こちらに戻ってきておりますけれども、そちらでとれた魚は三崎港で一旦水揚げをして販売いたします。そしてまた、それを買い取って、宮崎県に持って帰ると聞いております。

○前屋敷委員 資料25ページ、保健管理指導費、2番、県立学校医・学校薬剤師手当が見込みを下回ったということなんですけれども、具体的に教えてください。

○田中スポーツ振興課長 県立学校における児童生徒の受診者数と学級数が当初の見込みよりも少なかったことによるものということになっております。

実際は、学校医に関して換算しますと20名ほど、学校薬剤師については10名ほどの手当が残ったという状況でございます。

○前屋敷委員 受診者数が減ったということが、意味が分らないです。

○田中スポーツ振興課長 実際は、学校医の先生方に診察をお願いするとき、それから、その学級数もですけども、診察の回数とかによって、学校医の方にお支払いする額が変動します。

また、人数についても、例えば、2名行っていた学校が1名になったりとか、その年度当初こちらが見込んでいたものよりも入学者数が減る場合は、毎年こういう変動が起こることになっております。

○前屋敷委員 なかなか理解が追いつかないのですが、学校医の方が、生徒を診察するというのは、学校において診察をされるんですか。

○田中スポーツ振興課長 定期健康診断ということで、学校医に入って生徒の健康チェックをしていただいております。

○前屋敷委員 学校で健康診断を定期的にされているわけですね。

○田中スポーツ振興課長 基本的には年に1回全学校で実施しているということになります。

○図師委員 資料19ページ、教職員課の一般会計において、令和5年度の最終予算からすると、本年度の予算は100億円ほど増額になっておられて、最終予算を比較しても100億円ほど違います。教職員の若返りもあったし、定年後の継続雇用等の関係で差額がこれだけ出ているということなんですけれども、令和6年度だけがこの100億円ほど上がったのか、それとも年々これぐらい上がってきているのか。生徒数、学校は減っているけれども、教職員の報酬、手当、給与が上がっていつているという、この現象に対しての説明してください。

○菊池教職員課長 まずは、全体的に教員の若返りが進んでおります。そして、定年延長せず、60歳で辞める方が増えているというところでございます。そこから、減額の補正をしまして、近づけているという状況でございますが、このあたりの積算につきましては、12月の次年度の状況を調査いたしまして、その調査によって対応している実情がございました。それ

によって、その差額が出て減額の計上ということになっております。

○**図師委員** 定年延長せずということですね。私は定年延長しているのに何で増えているのかと思ってました。定年すれば退職金が出るので、そこがこの数字の増額になってきているということですね。

ちなみに、当初予算の審議にも関係するのですが、来年度以降も傾向は変わらないものですか。

○**菊池教職員課長** まず、退職者数等の精査を12月段階で行っております。なるべく精密、正確な数字にするために、今年度から2回だった退職調査を3回実施したりしているところです。退職者数と自ら希望退職する方、いろんな状況がございますので、そのあたりを精査してからということになろうかと思います。

○**黒木教育長** 少し補足をさせてもらいます。

令和5年の12月に令和6年度分を見込んでおりますが、令和5年度が定年延長の最初の年でございまして、退職者が出ないという前提で、人数を大体概算して積算して進むんですけども、令和5年度3月にかけて思いのほか、たくさんの方が実は希望退職をなさいました。

60歳という年齢を一つの区切りとお考えになられたのか、私たちは例年の希望退職の数を試算する際の根拠にしていたんですけれども、そういったことが一番影響しているのかなと思います。

今年は、退職者の出る年でございますが、それがどんな数になるのか、希望退職者がまた60歳で新たに増えるのか、不明なところもありまして、ぶれが大きかったという気がしておりますが、そういった事情でございます。

○**重松委員長** ほかがございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**重松委員長** それでは、予算についての質疑は終了させていただきます。

次に、特別議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が終了した後をお願いいたします。

○**田中スポーツ振興課長** 資料32ページを御覧ください。

議案第90号「特定目的基金の終期を設定することに伴う関係条例の整備に関する条例」について御説明いたします。

条例制定の経緯につきましては、国において設置した基金の残高が積み上がったまま活用されていない状態を問題視し、全基金の点検と見直しが表明され、県においても、基金の設置目的や今後の活用方針等を踏まえ11の基金に終期を設定することとし、関係条例を整備するものであります。

11基金の中に含まれる当課所管の宮崎県スポーツ推進基金につきましては、基金残高、精算期間も踏まえ、終期を令和9年3月31日に設定するものであります。

次に、資料33ページを御覧ください。

概要について御説明いたします。

当基金は、官民が一体となって、宮崎県のスポーツの一層の推進と競技力向上を図ることを目的に、平成24年4月1日に造成されたものであります。

基金の規模は5億円、基金の財源は、当時の財団法人宮崎県体育協会からの寄附が3億1,600万円と県から1億8,400万円によるものであります。

基金の性格は取崩型で、県民スポーツ実施率向上に資する事業、競技力向上に資する事業に活用してまいりました。

主な事業としましては、2にありますように、まず、「“1130” 県民運動ライフスポーツ推進事業」におきまして、女性や子育て世代、働き盛り世代のスポーツ実施率の低さ、誰でも気軽にできるウォーキングに視点を当てまして、ウォーキングスマートフォンアプリ「SALKO (サルコー)」の開発等を行ってまいりました。

また、「宮崎ワールドアスリート発掘・育成プロジェクト」におきましては、体力・運動能力に優れた小学生を選考し、全国や世界で活躍できるアスリートを育成するために、主に小学 5 年生～中学 3 年生の間、競技体験やメンタルトレーニング、栄養学などのプログラムに取り組む事業を立ち上げました。

現在は、天皇杯獲得を目指す取組の一つとして、国スポ・障スポ基金を財源に、宮崎国スポ・障スポ局競技力向上推進課へ事業が引き継がれております。

3 を御覧ください。

今年度末の残高は1,311万1,000円となる見込みで、令和 7 年度では、継続事業であります以下の 3 事業を実施する予定で、当初予算案に計上しております。令和 7 年度末残高は315万6,000円となる見込みであります。

最終年度である令和 8 年度は精算年度となり、基金の残高につきましては、一般会計に受け入れられることとなります。

続きまして、資料34ページを御覧ください。

議案第101号「工事請負契約の変更について」御説明いたします。

これは、令和 6 年度の練習環境整備事業のうち、県総合運動公園内に整備中の自転車競技場について、走路舗装工事の契約金額が 5 億円を超えることとなったことから、議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により、

今回提案したものであります。

現在、令和 9 年に本県で開催される国スポ・障スポ大会に向け、自転車競技場の改修を行っているところであります。

自転車競技場の走路は、傾斜をつけるために約 6 メートルの盛土を行う必要があります。その盛土に必要な土は、ほかの工事現場で発生する土を確保し、流用する見込みでありました。しかし、十分な量が確保できなかったことから、今回、建設資材を販売する事業者から購入することとなったものであります。

また、解体前の自転車競技場で利用していた土についても、強度を上げるためにも改良が必要となりましたことから、今回、契約金額の増額をお願いするものであります。

また、今回の契約変更に合わせて、工期の延長も行うこととしております。

○重松委員長 執行部の説明が終了しました。

特別議案について質疑はありませんか。

○図師委員 宮崎県スポーツ推進基金について、取崩型で令和 9 年 3 月 31 日に終期を設定したことは理解できました。先日、児湯郡スポーツ少年団の役員と話す機会があり、スポーツ少年団の県大会が毎年開催されるんですが、補助金がスポーツ協会から下りていたのが、スポンサーがなくなった関係で、団員の子たちの登録料、参加料が増額になるということでした。地区大会、郡大会の参加費が高くなったことから、「子供たちは日頃から会費を納めているのに、まだ払わないかんのか」という保護者の意見もありました。スポーツ少年団の県大会だけに限らず、スポーツ少年団以外のスポーツ団体も、子供たちが少なくなっていて、大会運営をするときの会費徴収が少なくなっているから、運営費、大会自体を縮小しないといけないというのが散見

されてきているようなので、この基金を使い切るような方針が出ているのであれば、そういうところに行き渡るよう、令和8年度の使い方を検討してもらえないでしょうか。令和7年度に追加で事業化してもらえるんだったら、すぐ効果が出るのでありがたいなとは思いますが、いかがでしょうか。

○田中スポーツ振興課長 貴重な御意見をありがとうございます。

今のスポーツ少年団の大会の大会運営費が減ってきていることについては、我々も情報をいただいております。

実際は県からも、県のスポーツ協会を通じてスポーツ少年団まで、いろいろな額の支援をさせていただいているところなんですけれども、大会について、保護者や個人の負担が増えてきている状況があると考えますので、スポーツ少年団の常任委員会であったり、本部、事務局を担当しているスポーツ協会と、しっかり状況を把握しながら、今おっしゃっていただいたようなことが可能かどうかも含めて、また検討させていただいて協議をしていきたいと考えます。

○重松委員長 ほかはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、特別議案についての審査は終わります。

その他で何かありませんか。

○二見委員 部活動の地域移行が、順次進められているじゃないですか。先生方の負担軽減というのも大事なことで、しなければならないんだと思うんですけれども、先生がもう部活の顧問はしなくて良いという話が結構聞こえるんです。

どこの学校とは言いませんけれども、ある美術部の先生が全然来ないので、生徒たちが勝手

にやっているというような感じだったんです。美術部の先生が退職した後に、机からコンテストの案内の封筒が出てきたみたいです。生徒たちはコンテストに出たかったと思いますし、こういうことはあってはならないと思うんです。

先生方が、一人で抱え込まないようにしなければならいし、部活動に対して先生方一人一人が自分がやりたいものでもないというの分かりますけれども、生徒たちを預かっている以上は、しっかり部活動を通じて教育をするんだという目的、意識を改めて通知するべきだと思います。

教育委員会として、部活というものをどう考えているのかなというところもあります。

今後、地域移行するに当たって、クラブチームは営利団体ですので、お金を稼いでいかないといけない。遠征に行ったりとかするだろうし、その指導者の生活も支えないといけないから、当然費用が高くなってくるわけです。

ただ、地域においては、そういう裕福な家庭だけではないところも結構多いです。ずっと地域の指導者として何十年とされていらっしゃる方がいるんですけれども、クラブチームに行きたくても行けないような子供たちがいる。それを受け入れるのが、地元の学校で、いろんなスポーツとかを教えてあげる。そして、子供たちは、スポーツを通じていろんなことを学んで成長して羽ばたいていくんだということを考慮すると、学校も、体育館、グラウンドとか開放していかないといけない部分があります。学校施設を活用して、地域の子供たちの可能性を開いていかなければならない。少子化になっているんだけれども、何とかして、子供たちの選択肢の幅は残してあげないといけないと思いま

す。

こういう状況になってきて、部活動を今後どう考えていくのかなど、教育長からしっかり現場のほうに、通知していただけないものかなと思います。

○黒木教育長 非常に大事な御指摘をいただいていると思っております。

私自身も部活動をしてきましたし、指導にも携わってきましたので、教室とは違う子供たちと出会うことができるんです。そこに子供たちの成長もありますので、部活動は、教育活動の一環として大事だと思っております。

ただ、国として全体的に、休日・土日の中学校、公立中学校の部活動を地域に移していき、その先には、高校もあるとは思っておりますので、そういったことも備えなくてはいけないなと話しております。

実は、県内も状況が様々でございまして、受皿、指導者の問題、それから教員の中には、部活動を教えるために教員になったんだという方もいらっしゃると思います。土日は、雇いが違う形ででも携われないものだろうかとか、それぞれに課題がございまして、各地域で一つずつ解決しながら進んでいるところと思っております。

決して拙速ではいけない。国にも、それはお願いを申し上げておりますので、国が最初推進しようとした期間は3年間だったんですけれども、それが6年間に延びたり、さらにその後の3年間で想定されたりとか、随分全国・地域の事情、実情も酌み取っていただけるようになったなとは思っております。

一つ一つ、できることとできないことをしっかり見ながら進めていきたいと思っております。

市町村の教育長の方々にお願い申し上げますと、教育長たちの中にも市町村で一律に決めてく

れっておっしゃるところと、それぞれに任せてくれとおっしゃるところがございます。したがって、これまた一つずつかなと思っております。

部活は大事だというのは、認識として私も持っておりますので、よろしくお願いいたします。

○二見委員 教育無償化の話も、国会でされてはいますけれども、私立学校と公立学校の役割というのは、しっかり考え直さないかんところでしょうね。

公立学校は誰でもみんなが行って学ぶことができる場所なので、その前提に立った教育活動が大事なんだろうな。

私立学校は、行きたい人たちが行くところじゃないですか。それぞれの学校の特色に合った自分がやりたいことで行くわけなんで、そういったところも踏まえながら、現場のほうとも話していただきたいと思うし、教育委員会はそれぞれ独立した組織でしょうから、それぞれのところの考えがあるんだろうとも思いますけれども、やっぱり県の教育環境として、特に高校は県の教育委員会の管轄でしょうから、そこは、しっかりやっていただきたいということと、その前段階にある中学校もよく話をして、連携していけるように取り組んでもらえればなと思います。

先生方はずっと何十年と勤められる、継続されるかもしれないけれども、子供たちにとっては中学校は3年間しかないんで、やっぱり貴重な時間というものを決して無駄にさせないようにお願いしたいなと思いました。

○下沖副委員長 県立高校の寮の状況について、寮がなくて、下宿をされているような部活とかはどのぐらい把握されているのでしょうか。下宿の状況とか、報告する義務はないのかもしれ

ないですけども、把握されているのであれば教えてください。

○間曾高校教育課長 部活動に関しましては、スポーツ振興課のほうに回答をお願いしたいと思います。

○田中スポーツ振興課長 持ち合わせている資料がございませんので、数が幾つということが申し上げられませんが、実際は強化指定校と言われる県立強化指定校を持っている学校が、地区外、近郊以外から選手を獲得するような状況が多いので、いろいろな形で自分たちで寮とか下宿みたいなことをされているという状況がございます。

現在、今その所管を競技力向上推進課で調査はしているものがあると思いますので、しっかり把握をして、また、情報を御提供したいと思います。

実際は、保護者会であったり、学校のほうで責任を持って規約を決めて寮に住まわせているというような状況はあると認識しております。

○下沖副委員長 ぜひ調べてもらって、その下宿の状況とか、環境とか学校で把握してもらって、また教えてほしいなと思いますので、よろしくお願いします。

○二見委員 これ別件なんですけれど、この間、テレビで熊本県の農業高校の取組が紹介されていて、農業高校の林業科が海の海藻を育ててるとのことです。

水産高校で、海洋の漁業から養殖業とか勉強されるかもしれないんですけども、今、磯焼けとか大変なので、そこの農業高校が海に行って、海藻を養殖して行って、広げて行って、海洋生物の多様性ができている取組でした。

林業とか農業の技術が、実は海洋、水産で生かされるというところは、意外と気づかないこと

だなと思いました。

だから、高校の部活動の話もしたけれども、そういう近隣の地域との接点は、住んでいるところだけではなくて、意外と少し離れたところでも、自分たちが役立つことができるんだという歴史ある取組らしいです。

宮崎県の中でも、芽生えてくるといいなと思ったので、紹介させていただきました。

○間曾高校教育課長 貴重な御指摘をいただいたと思っております。

今、私どもも学校、学科の枠を超えて取組をしようと、いろんなところで取組をいただいています。

例えば、農業科の子供たちが育てたレモンを使って、商業科の子供たちが商品化して販売する。学科を超えて取組をしている例も、県内でも幾つか見られるようになってきました。

こういう学びは地域に入っただけの学びと併せまして非常に大切な学びであると考えておりますので、今御紹介いただきました事例等も含めて、学校にしっかりお話をさせていただき、取組が推進できるようにやっていきたいと思っています。

○重松委員長 ほかがございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、以上をもって教育委員会を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時32分休憩

午後2時34分再開

○重松委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会日程の最終日ということになっておりますので、明日、行いたいと思います。開会時間は午後1時とし

たいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 では、そのように決定いたします。

次に、委員長報告骨子（案）についてであります。

本来であれば、採決後に御意見をいただくところですが、今回は日程に余裕がありませんので、この場で協議させていただきたいと存じます。

委員長報告の項目及び内容について、御意見があればお願いいたします。

暫時休憩します。

午後2時34分休憩

午後2時38分再開

○重松委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、そのようにいたします。

その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 以上で、本日の委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

午後2時38分散会

令和7年3月7日(金曜日)

午後0時58分開会

出席委員(7人)

委 員 長	重 松 幸次郎
副 委 員 長	下 沖 篤 史
委 員	二 見 康 之
委 員	武 田 浩 一
委 員	福 田 新 一
委 員	前屋敷 恵 美
委 員	岡 師 博 規

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

事務局職員出席者

議 事 課 主 事	黒 木 燿一朗
政策調査課主任主事	岩 倉 有 希

○重松委員長 それでは、委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。採決の前に賛否も含め御意見をお願いいたします。

暫時休憩します。

午後0時58分休憩

午後0時58分再開

○重松委員長 委員会を再開いたします。

それでは、採決を行います。

採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

(「一括」と呼ぶ者あり)

○重松委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第70号、議案第84号、議案第85号、議案第86号、議案第90号及び議案第101号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 異議なしと認めます。よって、議案第70号、議案第84号、議案第85号、議案第86号、議案第90号及び議案第101号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

それでは、最後にその他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 特にないですね。

ここで委員の皆さんに、2点連絡がございます。

1点目は、昨日、福田委員が資料要求した教育委員会の「県立学校給食等緊急支援事業」に関する資料提供がありましたので、机上に配付しております。

2点目は、来週3月11日から予定しております当初の審査について、昨年と同じように、警察本部及び企業局の審査を11日、1日目に、教育委員会の審査を12日、2日目に開始したいのですが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 御異議ございませんので、教育委員会の審査は12日、2日目に開始したいと思います。

では、以上で委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後1時0分開会

署 名

文教警察企業常任委員会委員長 重 松 幸次郎

